

○古賀市企業立地促進条例施行規則

平成27年12月21日

規則第25号

改正 平成29年3月31日規則第5号

平成29年12月22日規則第18号

令和3年6月28日規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、古賀市企業立地促進条例（平成27年条例第38号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(取得価格)

第3条 条例第2条第9号に規定する取得価格は、地方消費税及び消費税を含み、仲介手数料、登記費用、登録費用及び収入印紙代並びに地方消費税及び消費税以外の税その他取得に付随する手続に関する費用を含まないものとする。

(改正、繰上げ（令3規則第18号）)

(指定の申請)

第4条 条例第6条に規定する申請は、操業開始日から1月以内に指定事業者指定申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して市長に行うものとする。ただし、この規則の施行日（以下「施行日」という。）前に事業開始をした事業者は、平成28年1月31日までにを行うものとする。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、申請の内容を審査のうえ、指定の可否を決定し、指定事業者決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(改正、繰上げ（令3規則第18号）)

(事前協議)

第5条 条例前条第1項の申請をしようとする事業者は、家屋等の建設に着手する前までに事前協議を行うよう努めるものとする。ただし、施行日前に家屋等の建設に着手した事業者は、平成28年1月31日までにを行うものとする。

(改正、繰上げ（令3規則第18号）)

(固定資産税課税免除の申請)

第6条 固定資産税の課税免除を受けようとする指定事業者は、操業開始日の属する年度の1月1日から1月31日まで（操業開始日が1月2日から3月31日までの間に属する場合は、翌年度の1月1日から1月31日まで）に固定資産税課税免除申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて市長に申請するものとする。ただし、平成27年1月1日までに事業開始をした指定事業者は、平成28年1月31日までに申請するものとする。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、申請の内容を審査のうえ、課税免除の可否を決定し、固定資産税課税免除決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(改正、繰上げ（令3規則第18号）)

(雇用奨励金の申請)

第7条 雇用奨励金の受付を受けようとする指定事業者は、操業開始日から起算して1年6月を経過した日以後直近の1月1日から1月31日までに雇用奨励金交付申請書兼実績報告書（様式第5号）に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請及び実績報告があったときは、当該申請及び実績内容を雇用実績調査確認書（様式第6号）により審査のうえ、交付の可否の決定及び交付額の確定を行い、雇用奨励金交付決定兼確定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

(改正、繰上げ（令3規則第18号）)

(本社等立地交付金の申請)

第8条 本社等立地交付金の交付を受けようとする指定事業者は、操業開始日から起算して1年を経過した日以後直近の1月1日から1月31日までに本社等立地交付金交付申請書兼実績報告書（様式第8号）に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請及び実績報告があったときは、当該申請及び実績内容を本社等立地実績調査確認書（様式第9号）により審査のうえ、交付の可否の決定及び交付額の確定を行い、本社等立地交付金交付決定兼確定通知書（様式第10号）によ

り申請者に通知するものとする。

(改正、繰上げ(令3規則第18号))

(申請内容の変更)

第9条 指定事業者は、第4条第1項の申請の内容に変更が生じたときは、速やかに指定事業者指定申請内容変更申請書(様式第11号)に必要な書類を添付して市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、申請の内容を審査のうえ、指定内容変更の承認の可否を決定し、指定事業者指定申請内容変更承認決定通知書(様式第12号)により申請者に通知するものとする。

(改正、繰上げ(令3規則第18号))

(地位承継)

第10条 条例第9条の規定により指定事業者の地位を承継しようとする事業者は、速やかに指定事業者地位承継申請書(様式第13号)に必要な書類を添付して市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、申請の内容を審査のうえ、地位承継の承認の可否を決定し、指定事業者地位承継承認決定通知書(様式第14号)により申請者に通知するものとする。

(繰上げ(令3規則第18号))

(事業の廃止等の届出)

第11条 条例第10条に規定する届出は、事業廃止(休止)届(様式第15号)により行うものとする。

(繰上げ(令3規則第18号))

(指定の取消し等)

第12条 市長は、条例第11条の規定により指定事業者の指定を取り消したときは、指定事業者指定取消通知書(様式第16号)により当該指定事業者に通知するものとする。

(繰上げ(令3規則第18号))

(返還金に対する遅延損害金)

第13条 条例第11条の規定により雇用奨励金又は本社等立地交付金の返還を命じ

られ、これを期限までに納付しなかった事業者は、古賀市分担金等の延滞金徴収条例（昭和41年条例第23号）第2条の規定により算出した延滞金相当額を市に納付しなければならない。

- 2 市長は、前項の場合において、真にやむを得ない事情があると認められるときは、延滞金相当額の全部又は一部を免除することができる。

（繰上げ（令3規則第18号））

（事業の報告等）

第14条 指定事業者は、操業開始をした事業の状況について、毎年度終了後1月以内に、事業状況報告書（様式第17号）により、操業開始日の属する年度から10年度分を市長に報告しなければならない。ただし、平成26年度分の報告については、平成27年度終了後1月以内に行うものとする。

（改正、繰上げ（令3規則第18号））

（補則）

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

（改正、繰上げ（令3規則第18号））

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第5号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月22日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年6月28日規則第18号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の古賀市企業立地促進条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に指定事業者の申請をする者について適用し、この規則の施行の際現に指定事業者の決定を受けている者及び施行日前に指定事業者の申請を行った者については、なお従前の例による。

指定事業者指定申請書

年 月 日

宛先 古賀市長

申請者 所在地
 事業者名
 代表者氏名 印

古賀市企業立地促進条例第6条に規定する指定を受けたいので、同条例施行規則第4条第1項の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

対象事業所の名称						
対象事業所の所在地						
種 別	事務所 ・ 工場 ・ 研究所 ・ 倉庫 ・ その他()					
区 分	新設 ・ 増設					
業 種						
投下固定資産総額	家 屋	円		構築物	円	
	合 計					円
工 期	土地取得	年 月 日	着 工	年 月 日	完 成	年 月 日
操業開始日	年 月 日					
常時雇用従業員数	人(うち市内在住 人)					
申請予定支援措置	固定資産税課税免除 ・ 雇用奨励金 ・ 本社等立地交付金					
担当者	部 署	氏 名		電 話		
	F A X	e-mail				
添付書類	(1) 事業概要説明書 (2) 事業者の登記簿謄本又は登記事項証明書の写し(事業者が個人の場合は住民票の写し) (3) 事業者の定款又はこれに準ずるもの (4) 対象固定資産の建築及び取得に係る契約書及び明細書の写し (5) 対象固定資産の建築に係る確認済証の写し (6) 平面図 (7) 常時雇用従業員名簿(5人分) (8) 常時雇用従業員を期限の定めもなく雇用していることを証明する書類(5人分) (9) 常時雇用従業員が雇用保険の被保険者であることを証明する書類(5人分) (10) 事業者が市税の滞納のないことを証明する納税証明書の写し (11) その他市長が必要と認める書類					

※対象事業所とは、操業開始をした事業所をいう。

様式第2号(第4条関係)

指定事業者決定通知書

第 年 月 日 号

様

古賀市長

年 月 日付で申請のあった指定について、下記のとおり決定したので、古賀市企業立地促進条例施行規則第4条第2項の規定により通知します。

記

指定の可否	可 ・ 否					
対象事業所の名称						
対象事業所の所在地						
種 別	事務所 ・ 工場 ・ 研究所 ・ 倉庫 ・ その他()					
区 分	新設 ・ 増設					
業 種						
投下固定資産総額	家 屋	円				
	構築物	円				
	合 計	円				
工 期	土地取得	年 月 日	着 工	年 月 日	完 成	年 月 日
操業開始日	年 月 日					
常時雇用従業員数	人(うち市内在住 人)					
申請予定支援措置	固定資産税課税免除 ・ 雇用奨励金 ・ 本社等立地交付金					
備 考	(1) 新たに従業員を雇用しようとするときは、市内に住所を有する者を雇用するよう努めること。 (2) 地域社会の一員として、地域に貢献するよう努めること。					

様式第3号(第6条関係)

固定資産税課税免除申請書

年 月 日

宛先 古賀市長

申請者 所在地
事業者名
代表者氏名

印

古賀市企業立地促進条例第4条第2項第1号に規定する支援措置(固定資産税の課税免除)を受けたいので、同条例施行規則第6条第1項の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

対象事業所の名称						
対象事業所の所在地						
支援措置の内容	年度課税分から 年度課税分まで 固定資産台帳に示す対象固定資産に係る固定資産税の100分の100の課税免除					
工期	着工	年	月	日	完成	年 月 日
操業開始日	年 月 日					
担当者	部署		氏名		電話	
	FAX		e-mail			
添付書類	(1) 指定事業者決定通知書の写し (2) 対象固定資産の登記簿謄本又は登記事項証明書の写し (3) 固定資産台帳又はこれに準ずるもの (4) 対象固定資産の建築及び取得に係る契約書及び明細書の写し (5) 対象固定資産の建築に係る確認済証の写し (6) 事業者が市税の滞納のないことを証明する納税証明書の写し (7) その他市長が必要と認める書類					

※既に提出している書類と同一のものについては、その書類の提出を省略することができる。

様式第4号(第6条関係)

固定資産税課税免除決定通知書

第 年 月 日 号

様

古賀市長

年 月 日付で申請のあった支援措置(固定資産税の課税免除)について、下記のとおり決定したので、古賀市企業立地促進条例施行規則第6条第2項の規定により通知します。

記

課税免除の可否	可 ・ 否
対象事業所の名称	
対象事業所の所在地	
支援措置の内容	年度課税分から 年度課税分まで 固定資産台帳に示す対象固定資産に係る固定資産税の100分の100の課税免除 (支援措置に係る課税標準額 円) (支援措置に係る税額 円)
操業開始日	年 月 日
備考	(1) 新たに従業員を雇用しようとするときは、市内に住所を有する者を雇用するよう努めること。 (2) 地域社会の一員として、地域に貢献するよう努めること。

様式第5号(第7条関係)

雇用奨励金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

宛先 古賀市長

申請者 所在地
事業者名
代表者氏名 印

古賀市企業立地促進条例第4条第2項第2号に規定する支援措置(雇用奨励金の交付)を受けたいので、同条例施行規則第7条第1項の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請及び実績報告を行います。

記

対象事業所の名称						
対象事業所の所在地						
支援措置の内容	雇用奨励金申請額 円(万円× 人)					
操業開始日	年 月 日					
担当者	部 署		氏 名		電 話	
	F A X		e-mail			
添付書類	(1) 指定事業者決定通知書の写し (2) 新規雇用従業員名簿 (3) 新規雇用従業員を期限の定めもなく雇用したことを証明する書類 (4) 新規雇用従業員の勤務状況及び賃金支払状況を確認できる書類 (5) 新規雇用従業員が雇用保険の被保険者であることを証明する書類 (6) 事業者の登記簿謄本又は登記事項証明書の写し (7) 本社機能の設置をしたことを証明する書類 (8) 取締役又はこれに類する者の名簿 (9) 取締役又はこれに類する者が対象事業所に主に勤務することを証明する書類 (10) 事業者が市税の滞納のないことを証明する納税証明書の写し (11) その他市長が必要と認める書類					

※既に提出している書類と同一のものについては、その書類の提出を省略することができる。

雇用実績調査確認書

年 月 日

所 属
職 名
氏 名

印

年 月 日付雇用奨励金交付申請書兼実績報告書について調査の結果

- 1 事実と相違ありません。
- 2 下記事項について相違がありました。

記

様式第7号(第7条関係)

雇用奨励金交付決定兼確定通知書

第 号
年 月 日

様

古賀市長

年 月 日付で申請及び実績報告のあった支援措置(雇用奨励金の交付)について、下記のとおり交付の可否を決定し、交付額を確定したので、古賀市企業立地促進条例施行規則第7条第2項の規定により通知します。

記

交付の可否	可 ・ 否
対象事業所の名称	
対象事業所の所在地	
支援措置の内容	雇用奨励金交付額 円(万円× 人)
操業開始日	年 月 日
備考	(1) 新たに従業員を雇用しようとするときは、市内に住所を有する者を雇用するよう努めること。 (2) 地域社会の一員として、地域に貢献するよう努めること。

本社等立地交付金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

宛先 古賀市長

申請者 所在地
 事業者名
 代表者氏名 印

古賀市企業立地促進条例第4条第2項第3号に規定する支援措置(本社等立地交付金の交付)を受けた
 いので、同条例施行規則第8条第1項の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請及び実績報
 告を行います。

記

対象事業所の名称					
対象事業所の所在地					
支援措置の内容	本社等立地交付金申請額				
	常時雇用従業員転入費用	円(万円×	人)	
		(万円×	人)	
		(万円×	人)	
	本社機能設置事務的経費	円			
	合 計	円			
資本金	円				
取締役数	取締役数 人				
	主たる事業所として対象事業所に勤務する取締役数 人				
操業開始日	年 月 日				
担当者	部 署		氏 名		電 話
	F A X		e-mail		
添付書類	(1) 指定事業者決定通知書の写し (2) 事業者の登記簿謄本又は登記事項証明書の写し (3) 本社機能の設置をしたことを証明する書類 (4) 取締役又はこれに類する者の名簿 (5) 取締役又はこれに類する者が対象事業所に主に勤務することを証明する書類 (6) 転入常時雇用従業員名簿 (7) 転入常時雇用従業員を期限の定めもなく雇用していることを証明する書類 (8) 転入常時雇用従業員の勤務状況及び賃金支払状況を確認できる書類 (9) 転入常時雇用従業員が雇用保険の被保険者であることを証明する書類 (10) 事業者が市税の滞納のないことを証明する納税証明書の写し (11) その他市長が必要と認める書類				

※既に提出している書類と同一のものについては、その書類の提出を省略することができる。

本社等立地実績調査確認書

年 月 日

所 属
職 名
氏 名 印

年 月 日付本社等立地交付金交付申請書兼実績報告書について調査の結果

- 1 事実と相違ありません。
- 2 下記事項について相違がありました。

記

様式第10号(第8条関係)

本社等立地交付金交付決定兼確定通知書

第 年 月 日 号

様

古賀市長

年 月 日付で申請及び実績報告のあった支援措置(本社等立地交付金の交付)について、下記のとおり交付の可否を決定し、交付額を確定したので、古賀市企業立地促進条例施行規則第8条第2項の規定により通知します。

記

交付の可否	可 ・ 否
対象事業所の名称	
対象事業所の所在地	
支援措置の内容	本社等立地交付金交付額 常時雇用従業員転入費用 円(万円× 人) (万円× 人) (万円× 人) 本社機能設置事務的経費 円 合 計 円
備 考	(1) 新たに従業員を雇用しようとするときは、市内に住所を有する者を雇用するよう努めること。 (2) 地域社会の一員として、地域に貢献するよう努めること。

様式第11号(第9条関係)

指定事業者指定申請内容変更申請書

年 月 日

宛先 古賀市長

申請者 所在地
事業者名
代表者氏名

印

古賀市企業立地促進条例第6条に規定する申請の内容に変更が生じたので、同条例施行規則第9条第1項の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

対象事業所の名称						
対象事業所の所在地						
変更事項						
担当者	部 署		氏 名		電 話	
	F A X		e-mail			
添付書類	(1) 指定事業者決定通知書の写し (2) 変更内容を証明する書類 (3) その他市長が必要と認める書類					

※既に提出している書類と同一のものについては、その書類の提出を省略することができる。

様式第12号(第9条関係)

指定事業者指定申請内容変更承認決定通知書

第 号
年 月 日

様

古賀市長

年 月 日付で申請のあった変更について、下記のとおり決定したので、古賀市企業立地促進条例施行規則第9条第2項の規定により通知します。

記

承認の可否	可 ・ 否
対象事業所の名称	
対象事業所の所在地	
変更事項	
備考	(1) 新たに従業員を雇用しようとするときは、市内に住所を有する者を雇用するよう努めること。 (2) 地域社会の一員として、地域に貢献するよう努めること。

指定事業者地位承継申請書

年 月 日

宛先 古賀市長

申請者 所在地
 事業者名
 代表者氏名 印

指定事業者の地位を承継したいので、古賀市企業立地促進条例施行規則第10条第1項の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

対象事業所の名称					
対象事業所の所在地					
事由	相続 ・ 譲渡 ・ 合併 ・ 分割 ・ その他()				
事業を承継した理由					
事業承継日	年 月 日				
常時雇用従業員数	人(うち市内在住 人)				
申請予定支援措置	固定資産税の課税免除 ・ 雇用奨励金 ・ 本社等立地交付金				
担当者	部署		氏名		電話
	FAX		e-mail		
添付書類	(1) 事業概要説明書 (2) 事業を承継した事実及び期日を証明する書類 (3) 事業を承継した事業者の登記簿謄本又は登記事項証明書の写し(事業者が個人の場合は住民票の写し) (4) 事業を承継した事業者の定款又はこれに準じるもの (5) 事業を承継した事業者の常時雇用従業員名簿(5人分) (6) 常時雇用従業員を期限の定めもなく雇用していることを証明する書類(5人分) (7) 常時雇用従業員が雇用保険の被保険者であることを証明する書類(5人分) (8) 事業を承継した事業者が市税の滞納のないことを証明する納税証明書の写し (9) その他市長が必要と認める書類				

※既に提出している書類と同一のものについては、その書類の提出を省略することができる。

様式第14号(第10条関係)

指定事業者地位承継承認決定通知書

第 年 月 日 号

様

古賀市長

年 月 日付で申請のあった承継について、下記のとおり決定したので、古賀市企業立地促進条例施行規則第10条第2項の規定により通知します。

記

承認の可否	可 ・ 否
対象事業所の名称	
対象事業所の所在地	
事 由	相続 ・ 譲渡 ・ 合併 ・ 分割 ・ その他()
備 考	(1) 新たに従業員を雇用しようとするときは、市内に住所を有する者を雇用するよう努めること。 (2) 地域社会の一員として、地域に貢献するよう努めること。

様式第15号(第11条関係)

事業廃止(休止)届

年 月 日

宛先 古賀市長

申請者 所在地
事業者名
代表者氏名

印

事業を休止し、又は廃止するので、古賀市条例施行規則第11条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

対象事業所の名称						
対象事業所の所在地						
事由	廃止 ・ 休止					
事業休止期間又は事業廃止期日						
事業休止又は事業廃止の理由						
担当者	部署		氏名		電話	
	FAX		e-mail			

様式第16号(第12条関係)

指定事業者指定取消通知書

第 号
年 月 日

様

古賀市長

年 月 日付で決定した指定事業者の指定について、下記のとおり取り消したので、古賀市企業立地促進条例施行規則第12条の規定により通知します。

記

対象事業所の名称	
対象事業所の所在地	
取消日	年 月 日
取消しの理由	
備考	

事業状況報告書

年 月 日

宛先 古賀市長

指定事業者 所在地
 事業者名
 代表者氏名

印

古賀市企業立地促進条例第12条に規定する報告を、同条例施行規則第14条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

対象事業所の名称						
対象事業所の所在地						
報告年度	年度					
業種						
操業開始日	年 月 日					
常時雇用従業員数	人(うち市内在住		人)		人(うち市内在住	
	上記のうち新規雇用従業員数		人(うち市内在住		人)	
常時雇用従業員数以外の従業員数	人(うち市内在住		人)		人(うち市内在住	
	上記のうち新規雇用従業員数		人(うち市内在住		人)	
年間売上額	円					
年間設備投資額	円(設備名)					
	円(設備名)					
	円(設備名)					
	円(設備名)					
	円(設備名)					
	合 計 円					
その他報告事項						
担当者	部 署		氏 名		電 話	
	F A X		e-mail			
添付書類	(1) 市長が必要と認める書類					